



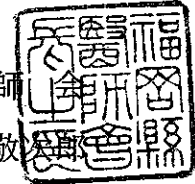
福岡医発第 499 号 (地)

平成15年6月6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において
使用する特別の理由及び適切な防護措置について

標記の件につきまして、日本医師会及び福岡県保健福祉部長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、エックス線診療室を除く放射線診療室において特別の理由により適切な防護措置を講じた際にエックス線装置を使用できる基準については福岡医発第2187号(H13.3.30付)にて通知いたしておりましたが、今般、新たに医療技術への対応を図ることから「診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのためにCT撮影を行う場合」が追加されたものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。



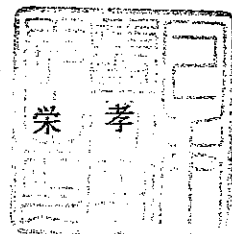
日医発第183号(地I47)

平成15年5月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄 孝



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において
使用する特別の理由及び適切な防護措置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対して標記通知がなされ、
本会に対してもその周知方依頼がありました。

本件は、エックス線診療室を除く放射線診療室において特別の理由により適切な
防護装置を講じた際にエックス線装置を使用できる基準について、平成13年3月
12日付け医薬発第188号厚生労働省医薬局通知「医療法施行規則の一部を改正
する省令の施行について」に示されていましたが、今後新たな医療技術への対応を
図ることから「診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせ
のためにCT撮影を行う場合」が追加されたので、その周知方を都道府県知事等に
求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、
貴会管下医師会の会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し
上げます。

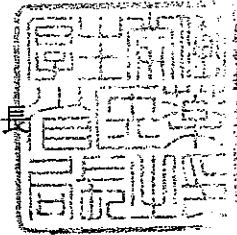




医薬発第 0515003 号
平成15年5月15日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬局長



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用する特別の理由及び適切な防護措置について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)長あてに通知を発出しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願いします。



医薬発第 0515002 号
平成15年5月15日

都道府県知事
各保健所設置市市長 殿
特別区区長

厚生労働省医薬局長

エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用する特別の理由及び適切な防護措置について

医療法施行規則第30条の14においては、特別の理由により適切な防護措置を講じた場合にエックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することが認められており、平成13年3月12日付け医薬発第188号厚生労働省医薬局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」において、特別の理由及び適切な防護措置を示してきたところである。

今般、新たな医療技術への対応を図るため、特別の理由及び適切な防護措置について下記の通り改正したので、御了知されるとともに、関係者に周知方お願いします。

記

第二(四)1(4)(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのためにCT撮影を行う場合。この場合において、上記撮影を行う室の画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしやへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。また、CT装置を操作する場所は、上記撮影を行う室の室外に設けられており、画壁等で区画された室であること。ここでいう「操作」とは、エックス線をばくしゃすることであること。

なお、同時に2人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。



15医指指第42号
平成15年5月22日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において
使用特別の理由及び適切な防護措置について（通知）

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別紙のとおり平成15年5月15日付医薬発第0515002号により厚生労働省医薬局長から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して適切な防護措置の確保のため周知方よろしく願います。

